

厚生労働省ガイドライン

熊社局文発第 430 号

平成 16 年 3 月 3 日

熊本社会保険事務局長

3 診療報酬請求に関する事項

- 3) 保険診療における歯周治療に先立ち、自費にて除菌療法が行われている。当該療法については現段階で保険診療として認められず、また、保険診療を前提とした自費治療も認められないものであること。以後において除菌療法を実施する場合には、歯周治療に関する費用の全てを自費として取り扱うこと。なお、自費により傷病の治療を受けている期間中にある場合は、当該保険医療機関において医療保険給付対象となる診療を受けた場合においても、初診料は算定できないものであること。

上記内容、その他の内容より指導を受けたこと

- ◎歯周内科治療（ジスロマック＋ハリゾン・ファンギゾン）を自費で行う場合はその後の歯周病治療（メンテナンスを含む）はすべて自費扱いになる。期間を空けても、歯周病治療（メンテナンスを含む）の保険診療扱いは不可。保険で歯周病治療を行った場合は混合診療と判断される。
- ◎ 歯周内科治療（ジスロマック＋ハリゾン・ファンギゾン）を自費で行う場合はその後の歯周病治療（メンテナンスを含む）以外の保険治療（補綴や保存処置）は行って差し支えない。ただし、その最終日から1ヶ月以内の治療の開始は普通再診からの開始になる。
☆その場合は適応欄に自費治療より移行の記載が必要
- ◎ 歯周内科治療（ジスロマック＋ハリゾン・ファンギゾン）を自費で行う場合はその後の歯周病治療（メンテナンスを含む）以外の保険治療（補綴や保存処置）は行って差し支えない。その最終日から1ヶ月以上経過後の治療の開始は初診（普通初診・かかりつけ初診）からの開始でよい。
- ◎ジスロマックは保険診療において適応症例がある場合は処方できる。ただし、1ヶ月に処方できるのは1回のみである。抗生物質を処方する場合は、症状に応じた最適な薬剤を選択投与するように心がける。
- ◎ 保険診療における投薬に関しては、投薬前の症状の記載、投薬の必要性、投薬後の症状の変化を詳細にカルテに記載する必要がある。
- ◎ 保険診療におけるピオフェルミンRの予防投与は認められない。
- ◎自費治療による歯周内科治療（ジスロマック＋ハリゾン・ファンギゾン）を行う場合は上記ガイドラインを遵守しなければならない。